

デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱

令和4年2月25日
府地創第63号

第1 通則

デジタル田園都市国家構想推進交付金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

第2 目的

デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、地方からデジタルの実装を進めていくことが喫緊の課題であり、デジタル田園都市国家構想推進交付金は、デジタル技術を活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む、地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方からデジタルの実装を進めるとともに、「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出することで、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことを目的とする。

第3 定義

1 デジタル田園都市国家構想推進交付金

実施計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目におけるデジタル田園都市国家構想推進交付金（以下「交付金」という。）をいう。

2 交付対象者

交付金の交付対象者は、都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合（以下「地方公共団体」という。）とする。

第4 交付対象事業

1 サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という。）の施設整備・運営・利用促進等を行う取組や、サテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する取組への支援により、地方への新たなひとの流れを創出する事業とする。

2 デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の取組を行う事業とする。

- (1) デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組
- (2) 他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組

第5 実施計画

1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、別に定めるところにより実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

第6 交付金の交付事務

交付金の交付事務は、内閣総理大臣がその定めるところにより行う。

第7 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則（令和4年2月25日府地創第63号）

この要綱は、令和4年2月25日から施行する。